

○厚生労働省告示第三百八十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第七十七条の六第一項の規定に基づき、同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の六第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品の名称 予定される効能又は効果 届け出た者の氏名又は名称及び住所 取消年月日

G S K 2 4 0 2 9 6 8      D u c h e n n e 型筋ジス      グラクソ・スミスクライン株式会社      平成二十六年

トロファイ      トロファイ      社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目      十二月四日

六番十五号